

第 8 回 実定法解釈論 2 ——犯罪と法 (続き)

3. 犯罪の意義・犯罪の成立 (続き)

- ・ 構成要件に該当する行為とは、その行為を積極的になす場合に限られない。不作為でも犯罪となりうる。
- ・ 違法性阻却事由としては、正当行為 (35 条)、正当防衛 (36 条 1 項)、緊急避難 (37 条 1 項本文) の 3 つがある。
- ・ 責任能力とは、自己の行為が法律上許されるものであるか否かを判断し、その判断に従って行動する能力をいう。責任無能力者としては、心神喪失者 (39 条 1 項) と刑事未成年 (41 条) がある。

[ケース 2]

甲は、自動車を運転中、誤って歩行者 A をはねた。A が路上に倒れ、出血しており、救護を必要とするほどの傷を負っていることを、甲は気づいていながら、何の救護処置もとらずに、そのまま自動車で走り去った。

[ケース 3]

甲がナイフを持って A に襲いかかってきたため、A は、ナイフを素手ではねのけ、甲に馬乗りになり何度も殴打した。甲は、A に殴打されたため、意識が朦朧となっていたが、A は、さらに殴打を続け、落ちていた甲のナイフを拾い、そのナイフで甲の胸を刺し、甲は死亡した。

[ケース 4]

銀行強盗甲が、「撃つぞ！」と言いながら、上着の内側のポケットに右手を入れようとしたので、A は、とっさに甲に向かってとび蹴りをして、甲に傷害を負わせた。

[ケース 5]

甲がナイフを持って A に襲いかかってきたため、A は、全速力で走って逃げた。逃げる途上で、A の進路を横切ろうとした老女 B を突き飛ばし、B に負傷させた。

[ケース 6]

船が難破し、乗組員は全員海に投げ出された。甲が 1 片の舟板につかまったが、そこへ A が同じ板につかまろうとした。その舟板はあまりにも小さかったので、1 人ならばつかまって浮いていられるが、2 人つかまれば沈んでしまうものであった。甲は、後から来た A を蹴り飛ばした。甲は、救助船に助けられたが、蹴り飛ばされた A は溺死した。

[ケース 7]

甲は、飲酒し酩酊すると心神喪失になることを自覚しており、ふだんからうらんでいた A に会う直前に洋酒を大量に飲み、心神喪失状態になった。そして、その状態のまま、A を殺害した。

次回までに考えておこう

次回から、憲法の人権論の検討に入ります。それに先だって、あなたが、人権問題だと考えることを 1 つ挙げてください。本などで知ったことではなく、できる限り、自分の身近なことのなかから、人権問題を見つけ出してください。そして、(1) なぜそれを取り上げようと思ったのか(簡潔でよい)と、(2) その問題に対して、あなたはどのように考えるのか(できるだけ詳しく)を説明してください。